

# 準委任規約

## 第1条 (本契約の目的)

1. 本契約は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という）の施策であり、アデコ株式会社（以下「事務局」という）が事務局として実施する「中小企業デジタル化応援隊事業（以下「本事業」という。）」における、本事業の利用規約（以下「利用規約」という）第2条第1項第6号で定める中小企業（以下「甲」という。）と利用規約同条同項第5号に定めるIT専門家等（以下「乙」という。）間での本事業における双方の権利義務を定めるものである。
2. 甲は、本事業に関し、第2条に定める業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙は、本契約に定める契約事項に基づき、これを受託する。
3. 本契約に定めのない事項については、利用規約が適用されるものとする。
4. 甲及び乙は、本業務が民法上の準委任の条件で実施されるものであることを確認し、乙は、自らの専門的な知識及び経験に基づき、法令を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって、委託業務を行う。

## 第2条 (委託業務)

甲が乙に委託する業務は、本事業において定められる所定の様式「支援計画書」（以下「支援計画様式」という）の「支援案件名」記載の業務とし、詳細は「支援ステップ」に記載の内容であり、「支援提供場所・方法」にて行われるものとする。

## 第3条 (契約期間)

本業務の契約期間は、支援計画様式記載の「支援期間」とする。ただし、「支援期間」の終了日は2021年2月28日以前とする。

## 第4条 (対価及び支払い方法)

1. 本業務の対価として、支援計画様式記載の「支援ステップ」記載のステップに対する対価が「支援総額(税込)」として発生するが、甲は、乙に対し、謝金相当分を差し引いた金額（支援計画様式記載の「支援先実費負担分(税込)」欄記載の金額）を支払う。ただし、本業務が本事業の支援の対象となる要件を充足しない場合は、その充足しない原因が甲にある場合は甲が謝金相当分を負担するものとし、謝金相当分を差し引く前の報酬額を支払う義務を負う。なお、本業務が本事業の支援の対象となる要件を充足しない原因が乙にある場合及び双方に責めがない場合は、乙は謝金相当分については甲からも事務局からも受領できない。
2. 甲は、乙が本業務を行った後、乙が甲に請求書を送付し、あらかじめ甲乙双方で取り決めた

支払期日までに、請求書に記載された乙の銀行口座に振込んで支払うものとする。この場合、甲は、本業務が所得税法第 204 条に該当する対象業務の場合には源泉徴収を行うものとする。なお、甲は、乙からの請求内容に疑義がある場合、乙が甲に送付した請求書の受領後 5 日以内に、乙及び事務局にその旨を通知する。

3. 本契約が本業務の完了前に終了した場合（第 8 条第 2 項及び第 21 条の中途解約、第 19 条の不可抗力による終了のみならず第 16 条の解除の場合を含む）であっても、乙は既に行った本業務の履行の割合に応じて第 1 項に従った対価を請求することができるものとする。

#### 第5条 （費用の負担）

本業務に伴って発生する交通費、宿泊費、関連する資料の閲覧・謄写・購入費、コピー代その他の実費及び対価、その他諸経費の支払いに関して発生する銀行手数料等の費用は、一定条件を満たす旅費について事務局から支払いがあることも加味し、いずれも甲乙間で協議の上決定するものとする。

#### 第6条 （非保証）

本契約締結の前後を問わず、乙が甲に対し本業務に基づき提供した情報は甲のデジタル化を応援するための参考情報であり、甲は自らの判断の下にその採否を決定する。また、乙並びにその役員及び従業員は、本業務の実施に基づき甲が具体的にとった行為の結果に対して責任を負わない。

#### 第7条 （関係資料等の提供）

1. 甲は、乙からの要請に従い、乙に対して本業務の遂行に必要なデータ、プログラム、写真、イラスト、企画書、その他資料・情報（以下「関係資料等」という。）を提供する。ただし、甲は、自らの判断により関係資料等の提供を拒むことができる。
2. 甲による前項の関係資料等の提供が行われない又は遅滞した場合、これにより乙による本業務の実施を行うことができない又は遅延したことについて、乙は甲に対して責任を負わない。
3. 乙は、甲から関係資料等の提供を受けた場合には、これを善良な管理者の注意をもって管理し、本契約の履行の目的以外にはこれを使用してはならず、甲による事前の書面による承諾なくこれを複写又は複製してはならない。
4. 乙は、本契約の履行が終了したときは、提供を受けた関係資料等を返却又は廃棄する。
5. 前項の場合、乙は甲の要請に基づき、返還又は廃棄を実施したことを証する書面を提出する。

#### 第8条 （指示等の提示・追加・変更）

1. 甲は、甲が乙の本業務実施に関して既に提示した具体的な指示又は要望等（以下「指示等」という。）の追加又は変更を希望するときは、遅滞なく乙に通知し、甲及び乙は、この希望について誠実に協議をする。

2. 前項の協議に基づき指示等を変更し、支援計画内容を変更することにつき甲乙双方が合意する場合、甲及び乙は本契約を合意解約したうえ、新たに契約を締結するものとする。合意解約をした場合においては、第21条の規定に従うものとする。

#### 第9条 （再委託の禁止）

乙は、本業務の全部または一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。但し、乙が本業務の一部について、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り、本業務を他の者に再委託し、乙とともに業務を実施することができる。この場合、乙は、本契約に基づく乙の義務と同等の義務を再委託先に対して負わせ、再委託先の責に帰すべき事由により甲に損害が発生した場合は、再委託先と連帯して甲に対し損害を賠償する。

#### 第10条 （本業務の報告）

1. 乙は、本業務の完了時および支援計画様式記載の「支援ステップ」のステップごとに、本業務の遂行状況について、本事業で定められた所定の様式に基づき甲に報告しなければならない。
2. 前項に加え、乙は、甲に報告すべきと合理的に認められる事由が生じたときは、直ちに甲に報告しなければならない。
3. 本業務が完了したときは、乙は甲に対して完了報告をしなければならない。
4. 前三項の報告は、乙から支援計画様式記載の甲の「ご担当者様氏名」に対して行われるものとする。
5. 乙は、第1項に定める報告とともに、本業務の完了時および支援計画様式記載の「支援ステップ」のステップごとに、本事業で定められた所定の様式に基づき、事務局に対し、支援実績（内容・時間）及び旅費等の明細を報告するものとする。

#### 第11条 （立入検査・監査）

1. 乙からの報告内容の確認その他甲が必要と認める理由がある場合、甲は、乙に対し、事前に通知し乙からの承諾を得たうえで、関係資料等の提出求め、又は立入調査を行うことができ、乙はこれに応じる。
2. 甲は、前項に基づく乙の報告内容又は検査結果等より必要と判断した場合、乙の本業務の遂行方法その他本業務に関わる事項について、乙に改善を申し入れることができ、乙はこれに対応する。

#### 第12条 （知的財産権）

1. 本業務の遂行の過程で得られた発明、考案、意匠、著作物その他一切の成果に係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作

権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、乙が従前から保有していたものを除き（これについて乙は甲に対し、本業務の目的の範囲において当該知的財産権の使用を許諾するものとする。）、すべて発生と同時に甲に帰属する。この場合において、乙は、甲に権利を帰属させるために必要となる手続を履践しなければならない。なお、本事業の事務局であるアデコ株式会社が乙に提供する支援提供パッケージに関する知的財産権はアデコ株式会社に帰属するものとする。

2. 乙は、甲に対して、本業務の遂行の過程で得られた著作物に係る著作者人格権を行使しない。
3. 甲及び乙は、前二項に定める権利の帰属及び不行使の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。

#### 第13条 （第三者が保有する知的財産権の非侵害）

1. 乙は、本業務の遂行において使用する資料等が、第三者が有する産業財産権及び著作権等の知的財産権及びその他一切の権利を侵害しないよう留意するとともに、万一、乙がこれを侵害し、又は侵害するおそれのある場合には、直ちにその旨を甲に通知し、自己の責任と費用負担で当該問題を解決し、それにより生じた甲の損害を賠償する。
2. 乙は、本業務の遂行において使用する資料等及び本契約に基づいて甲に開示する情報について、第三者が保有し、又は乙による開示若しくは使用を禁じられている営業秘密に該当しないことを保証する。

#### 第14条 （秘密保持）

1. 甲及び乙は、本業務に関連して相手方（以下、本条及び次条において情報を開示した当事者を「開示当事者」といい、開示を受けた当事者を「受領当事者」という。）から開示を受け又は知り得た相手方の営業上・技術上又はその他一切の業務上の情報（以下「秘密情報」といい、秘密情報の複製物もこれに含まれる。）については、相手方の事前の書面による承諾がない限り、複製、第三者に開示（ただし、本事業の事務局への必要に応じた開示は可能とする。）若しくは漏洩し、又は本業務以外の目的に使用してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報に含まれない。
  - (1) 開示当事者から開示された時点で既に公知となっていた情報又は開示された後に受領当事者の責によらずして公知となった情報
  - (2) 開示当事者が開示を行った時点で既に受領当事者が保有していた情報
  - (3) 受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - (4) 開示当事者から開示された後に、開示された情報によらずに独自に開発された情報
2. 前項にかかわらず、受領当事者が、法令、金融商品取引所規則又は行政機関若しくは裁判所の命令等によって秘密情報の開示を義務付けられた場合、受領当事者は、直ちに開示当事者に対してその旨を通知する。

3. 本条第1項にかかわらず、受領当事者は、自己の役員、従業員又は弁護士、公認会計士若しくは税理士その他の法令上の守秘義務を負う専門家に限り秘密情報を開示することができるが、この場合、受領当事者は、これらの者（法令上の守秘義務を負う者を除く。）をして、本条に定める義務と同等の義務を遵守させ、これらの者が当該義務に違反したときは、当該義務違反は受領当事者の違反とみなして、その一切の責任を負う。
4. 受領当事者は、秘密情報が記載された書面又は電磁的記録に関し、施錠可能な場所への保管又はアクセス制限その他秘密情報の機密性を保持するために十分な措置を講じる。
5. 受領当事者は、秘密情報の漏洩が生じた場合には、直ちに開示当事者にその旨を通知した上で、開示当事者の指示に従い、直ちに必要な調査、拡大防止措置及び再発防止措置を講じる。
6. 受領当事者は、本契約が終了した場合、本業務の遂行上不要となった場合、又は開示当事者が要求した場合は、開示当事者の指示に従い、速やかに秘密情報を返還又は廃棄する。

#### 第15条 （個人情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、本業務の遂行に関連して相手方から個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）の開示を受けた場合には、本業務の目的の範囲において個人情報を取り扱い、本業務の目的以外にこれを取り扱ってはならない。
2. 受領当事者は、開示当事者から個人情報の開示を受けた場合には、直ちに個人情報の取得、移送、利用、保管及び廃棄を行う担当者及び責任者を選任したうえで、開示当事者に対して当該担当者及び責任者の氏名、役職及び連絡先を書面により通知する。これを変更した場合も同様とする。
3. 受領当事者は、個人情報に関する法令及びガイドラインを遵守する。

#### 第16条 （契約解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約又は甲及び乙間の他の契約（以下併せて「本契約等」という。）の条項の一つに違反し、催告をしたにもかかわらず、14日以内に違反が是正されないときは、本契約等の全部又は一部を解除することができる。但し、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
2. 甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
  - (1) 本契約に関し、相手方による重大な違反又は背信行為があったとき
  - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。但し、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができる。
  - (3) 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の

一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは本契約の全部を解除することができる。

- (4) 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
  - (6) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあったとき
  - (7) 自ら振出し若しくは引き受けた手形又は小切手が1通でも不渡りの処分を受けたとき
  - (8) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合、又はその他公権力の処分を受けたとき
  - (9) 租税公課の滞納処分を受けたとき
  - (10) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき
  - (11) 財産状態が悪化し又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
  - (12) 本契約に定める条項につき重大な違反があったとき
  - (13) 刑法上の犯罪行為、その他法令・公序良俗に反する行為が認められたとき
  - (14) 代表者が刑事上の訴追を受けた場合、又はその所在が不明になったとき
  - (15) 監督官庁から事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき
  - (16) 資本減少、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、廃止、若しくは変更、会社分割、又は合併によらずに解散（法令に基づく解散を含む。）したとき
  - (17) 資本の構成に変更があったとき（但し経営権に影響を及ぼさないような軽微なものは除く。）
  - (18) 相手方の信頼を著しく損なうような背信的行為があったとき
  - (19) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
3. 前二項に基づいて本契約を解除し、そのことによって損害が生じた場合、解除した当事者は、相手方にその損害の賠償を請求することができる。
  4. 乙又は甲のうち第1項又は第2項により本契約を解除された者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできない。
  5. 乙が、第2項各号のいずれかに該当した場合又は本契約若しくはが解除された場合、乙は当然に本契約、及びその他甲との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、乙は、甲に対して負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならない

#### 第17条 （損害賠償）

本契約に関連して、甲又は乙が自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、損害を与えた当事者は、相手方に対し、本契約の業務委託料（謝金を控除しない金額）を上限としてその損害を賠償する責任を負う。

#### 第18条 （反社会的勢力の排除等）

1. 甲及び乙は、自社、自社の株主・役員その他自社を実質的に所有し、又は支配するものが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前項の確約に違反した場合、事前に通知又は催告することなく、本契約の解除をすることができる。なお、本項による解除によって相手方に損害が生じてもこれを一切賠償することを要しない。
3. 甲又は乙は、相手方が本条に違反したことにより損害を被ったときは、当該相手方に対し、その一切の損害の賠償を請求することができる。

#### 第19条 （不可抗力）

1. 甲及び乙は、天変地異、戦争、暴動、内乱、輸送機関・通信回線又は保管中の事故、法令、規則の改正、政府行為、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、本契約の全部又は一部が履行できない場合は、相手方に対して、その責任を負わない。
2. 前項に定める事由が生じ、自己の債務が履行できないおそれがある場合は、直ちに相手方に対し、その旨の通知し、対応策について協議する。

#### 第20条 （本契約上の地位等の譲渡禁止）

甲及び乙は、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

#### 第21条 （中途解約）

1. 甲及び乙は、本契約期間中、双方の合意により、本契約を解約することができる。
2. 第1項の場合、乙は、直ちに、本事業の事務局に対し、本事業所定の様式により、中途解約が成立したことの報告を行う。また、この場合、乙は甲に対し、第4条第3項に従い、対価の請

求を行うことができるものとする。

第22条 （準拠法・合意管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、これに従って解釈される。
2. 本契約又はこれらに関連する紛争については、訴額に応じ、被告となる者の所在地を管轄する地方裁判所又は地方簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第23条 （協議事項）

本契約に定めのない事項又はこれらの解釈に関する疑義については、甲及び乙双方が誠意をもって協議して解決する。

以上、甲乙双方で合意する。

2020年XX月XX日

甲)

乙)